

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抄）

附 則

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）の項の次に次のように加える。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）	第二十七条の二	都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
		都道府県委員会	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団

体の教育委員会)

第十二条第四項の表に次のように加える。

<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p>		<p>第二十七条</p>	
<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県委員会</p>	<p>都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p>	<p>都道府県委員会（学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）</p>

第二十九条第一項中「（昭和三十一年法律第百六十二号）」を削る。

